

平成18年度の取組の総括(案) (作付拡大に向けた課題と対応方向)

資料 5

【自給飼料増産】

項目	取組実績	取組の評価と 明らかになった課題	今後の対応方向
飼料増産運動	<p>全国飼料増産行動会議(5月19日、2月8日) 全国飼料増産行動会議幹事会(5月16日、10月27日、2月5日) ブロック別飼料増産行動会議(4～6月) 草地コンクールの開催(12月～)</p>	<p>全国飼料増産行動会議やブロック・地域ごとの行動会議等において、行動計画に基づき、関係者一体となって、ネットワークづくりをはじめとする飼料増産運動を推進してきたところであり、取組体制・数については増加してきたところではあるが、出来上がった枠組みによる作付面積の増加等具体的な数値が達成されていない状況。</p>	<p>地域ごとに、取組の実質的な効果が得られるよう工程管理と点検・検証を徹底して行うとともに、未だ取組みが低調な地域に対する集中的な働きかけ等を行うことにより、全体的な生産性の底上げを図る。 また、具体的な目標を設定し、その実現に向けた対策を講じる。</p> <p>生産者の意識を高めるため、飼料生産に係るシンポジウムの開催、パンフレットやHP等を通じ、飼料生産のコスト面での優位性(特に、飼料高騰により生ずる輸入飼料依存経営の危険性)、資源循環や国土保全等への波及効果等の周知に努める。 また、耕畜連携の強化を図るため、平成19年度からの新たな対策について周知徹底し、効率的な事業展開に努める。</p>
・ネットワークづくり	<p>全国的にネットワークの構築を推進。</p>	<p>地域ごとのネットワークづくりは着実に進展。より積極的に活用し、作付拡大に繋げるための体制の充実・強化が必要。</p>	<p>地域ごとにさらなるネットワークづくりを強化するとともに、既ネットワーク内における需給のバランスを考慮し、積極的な作付け拡大等に努める。</p>
・専門指導者養成	<p>稲WCSコーディネーター研修(10月2～6日、42名) 放牧専門指導者養成研修(10月13日、23～24日、74名) コントラクターアドバイザー研修(10月2～6日、42名) コントラクター養成研修(12月11～12日、92名)</p>	<p>今年度の専門指導者養成の取組みは着実に進められてきたところであり、今後はこれら指導者が生産現場において技術を普及していくことが必要。 19年度も積極的に専門指導者を養成することが必要。</p>	<p>放牧、稲WCS、コントラクターそれぞれの生産現場において、専門指導者の技術等を活かした生産性の向上を図る。また、中央段階における研修講座・技術者認定、地方における現地研修会等を引き続き充実して実施する。</p>
・飼料増産重点地区	<p>9月から重点地区の追加登録を推進してきたところであり、現在、213地区を達成。</p>	<p>重点地区の着実な増大が図られたところであり、今後、引き続き重点地区における飼料生産拡大と定量的な評価を行う必要。</p>	<p>地域ごとの重点地区掘り起しを継続するとともに、既重点地区において周辺地域も巻き込んだ飼料増産運動に努める。また、強い農業づくり交付金の重点地区に対するインセンティブを高めるためのポイント加算などを検討。</p>

項目	取組実績	取組の評価と 明らかになった課題	今後の対応方向
飼料作物の生産拡大			
・稲発酵粗飼料(WCS)の作付拡大	<p>18年産WCS作付推進重点活動(平成17年11月～)、19年産WCS作付推進重点活動(平成18年11月～)の実施 19年度の目標としていた作付面積5,000haに18年度で到達したと見込まれる。</p>	<p>作付面積5,000haを達成すると見込まれるが、水田転作における麦や大豆との競合等により、WCSの位置づけが弱い地域が未だ存在。このため、WCSコーディネーターを活用した、さらなる作付面積の増加を図る必要。</p> <p>低コスト生産につながる生産技術や地域に適した収量の高い専用品種、湿田での収穫が可能な専用収穫機械(自走式ロールベアラ)の導入が不十分。</p>	<p>19年度から新たに開始される耕畜連携水田活用対策を活用し、地域水田農業推進協議会に対する情報提供(ブロックローテーション作物としての優位性等)や畜産関係者の積極的な参画により耕畜の連携した取組を強化するとともに、産地づくり対策におけるWCSの位置づけの向上に努める。また、給与実証事業の有効活用に努める。</p> <p>低コスト生産を図るため、「生産・給与マニュアル」や現地実証・実証ほの活用、研究・普及機関との連携による検討会の開催等により、直播等の低コスト生産技術や地域に適した専用品種の普及・導入に努める。また、湿田での作付け拡大を図るため、これら低コスト技術の普及・導入やほ場集積による作業効率の向上等とともに、汎用型の収穫機械の開発、専用収穫機械の普及・導入に努める。</p>
・とうもろこしの作付拡大	<p>北海道においては、青刈類の作付面積について前年よりも300ha増加したが、都府県においては2,400ha減少した。</p>	<p>北海道において作付が増加した一方、都府県における作付は、引き続き減少傾向で推移。</p> <p>北海道においては、作付限界地域における奨励品種の開発により作付が拡大したが、作業労力の低減(ワンマンオペレーション)が可能な細断型ロールベアラ作業体系や、地域に適した収量の高い奨励品種等の普及が不十分。</p>	<p>現地実証や研究機関との連携による検討会の開催等により、低コスト化と省力化につながる、細断型ロールベアラ作業体系、不耕起栽培、二期作、地域に適した奨励品種の普及・導入に努める。</p> <p>特に、北海道においては、引き続き極早生品種(ぱびりか)やマルチ栽培の普及・導入により、寒冷地での作付け拡大に努める。</p>
国産稲わらの利用拡大	<p>平成17年産(17年10月～18年9月)の稲わら需要量109万tに対し、国内産稲わらで108万tを供給。自給率98.9%。 九州管内において圧縮梱包した国産稲わらによる広域流通に関する調査や実証試験を実施中。</p>	<p>稲わらの需要量に見合った国産稲わらの供給を実現するためには、広域流通体制を構築し、拠点となるストックポイントの確保、輸送経費の低減等を図る必要。</p> <p>収穫時期の天候が不順な地域における稲わらの収穫体系の確立が必要。</p>	<p>国産稲わらの供給体制を確立するため、広域流通体制の構築に向け、農業団体が中心となりブロック内での検討・調整を進めるとともに、補助事業等を活用したストックポイントの設置、再梱包機(コンバクトベール)等の普及・導入に努める。また、モデル的な広域流通体制の確立を推進。</p> <p>天候条件に左右されずに良質な稲わらの確保を図るため、稲わらのラップサイレージの普及に努める。</p>

項目	取組実績	取組の評価と 明らかになった課題	今後の対応方向
放牧の推進	中国地方、九州地方等においては、地域の特性を活かした肉用牛放牧が展開されているところ。放牧サミットを9月28～29日に熊本県阿蘇地方等で開催し、過去最高の380人の参加を得た。	肉用牛については、耕作放棄地や転作水田等を活用した放牧の取組みが拡大しているものの、地域的な取組みへの偏りは引き続き存在。放牧サミットや啓発活動により、放牧未実施地域における生産者、地権者及び地域住民の理解を深め、放牧経験牛の円滑な確保を図る必要。乳用牛については、適切な放牧管理技術(集約放牧)によれば、生乳生産や乳成分の確保にも支障がないことを現場に浸透させる必要。放牧伝道師の養成を実施しているところであり、今後は、伝道師を活用した地域への技術普及を展開。	放牧伝道師を活用した実証展示や現地研修会の開催により、獣害防止や景観保全等の放牧のもつ多面的な効果について、畜産農家・耕種農家はもとより地権者・地域住民の理解醸成に努める。放牧主体の畜産物の機能性をPRしつつ、消費者への理解醸成に努める。交付金等を活用した電気牧柵等の施設・機械やレンタルカウの導入・確保に努める。特に、水田放牧については、産地づくり対策や耕畜連携水田活用対策の有効活用に努める。乳用牛については、モデル地区の設定等により、集約放牧技術の普及・導入に努める。
飼料生産組織の外部化・組織化の推進	平成17年度の組織数は、437まで増加。コントラクターの実態調査により実態を把握するとともに、コントラクター養成研修等によりコントラクターの設立や発展を支援。	飼料生産の受託組織であるコントラクターについては、 組織数は着実に増加しているものの、地域的な偏りがあり、また、共同作業的な組織にとどまっているケースも多い。 公共牧場については、農家戸数の減少や収益の悪化により、牧場数や利用頭数が減少傾向で推移。	コントラクターについては、集落営農組織、コントラクターアドバイザーの活用、コントラクター養成研修会の開催等を通じ組織化と 中核的なコントラクター組織への発展 に努める。 公共牧場については、再編と広域利用を進めつつ、預託期間の延長やコントラクター機能の付与など、機能の充実・強化 に努める。また、大規模畜産経営による利用方式について検討する。
生産性の向上	展示牧場設置による優良品種、新技術の普及促進。全国草地畜産コンクール(表彰・発表会)の開催(6月30日)	地域に適した収量の高い奨励品種や低コストかつ省力的な生産技術の普及・導入、適切な肥培管理や土壌分析が十分に実施されていない。 資金的な問題等から、 草地更新が適切に実施されていない。 飼料生産基盤の拡大と農地の利用集積が不十分。	奨励品種の普及促進を図るため、奨励品種の選定試験のブロック内共同化を進めるとともに、現地検討会の開催、普及指導員による指導、パンフレットの配布等により、 奨励品種や低コスト・省力化生産技術等の普及・導入に努める。 事業等を活用し、計画的な草地更新を進める とともに、より 低コストな簡易更新技術の普及・導入 にも努める。畜産公共事業や農地流動化対策を活用し、 飼料生産基盤の整備や農地の利用集積の促進に努める。
消費者の理解醸成	ふれあい牧場の受入態勢を強化。各種媒体による飼料自給の重要性の啓発。	畜産や自給飼料で生産された畜産物に対する消費者の理解醸成が不十分。	畜産物フェアやふれあい牧場による交流、HPやパンフレット等による情報提供により、畜産や自給粗飼料多給により生産された畜産物に対する消費者や小中学生等の理解醸成に努める。放牧畜産の生産基準を策定するとともに、放牧畜産物の認証に向けた検討を行う。また、給与飼料の情報開示のため、生産情報公表「AS規格や牛の個体識別情報と連携した「飼養管理情報データベース」の活用」に努める。